
メロヴィング朝の 結婚命令書の消滅をめぐる

加納 修

In the sixth century Merovingian kings issued diplomas, which permitted the recipient to marry a woman without the consent of her parents. However, during the course of the seventh century, production of this type of diploma ceased. Contrary to the assumption that these diplomas vanished due to the influence of the Church on legal life, this paper argues that the issuance of “marriage diploma” reflects royal behaviour privileging middle and lower class people, and that the decline of these diplomas was partly due to a shift in royal administration, which itself could be related to the establishment of “Frankish nobility”.

Keywords: Merovingian, diploma, marriage, social mobility

1. はじめに

6世紀末トゥールのグレゴリウスが著した『歴史十書』は、伝存する国王証書には知られていない種類の文書を、メロヴィング朝の王たちが発給していたことを教えてくれる。そうした文書のひとつに、個別的に結婚を命じる文書があり、3つのエピソードの中で言及されている。結婚命令書は、7世紀末か8世紀初頭に編まれ、国王証書の雛形を数多く伝える『マルクルフ書式集』にも含まれておらず、その本文テキストすら知ることができないため、考察が困難であるとはいえ、こうした滅失文書の言及は貴重である¹⁾。

メロヴィング朝の王が、その特別な保護下に入った娘に結婚を強制できたことは、7世紀前半にアウストラシア地方のフランク人のために編まれた『リプアリア法典』からうかがい知ることができる²⁾。こうした女性は王の保護支配権（ムント）のもとに置かれたのであるから、王が父の代わりに婚姻を命じたとしても不思議ではない。これに対して、後に詳しく見るように、グレゴリウスが伝える事例はすべてローマ人女性に関連

しているだけでなく、また女性の親や親族の同意を得られていない結婚であった。王による婚姻強制については、教会会議録や勅令、ならびに聖人伝の証拠も数少ないながら存在するが、それらが伝えるのもまた、メロヴィング朝の王たちが広い意味で「誘拐婚」に含められる結婚、すなわち女性本人かその親、あるいは親族の同意を得られていない結合関係、もしくは修道生活を送る女性の結婚を強制していた事実である³⁾。

結婚を目的とした誘拐は、古代末期から中世初期にかけて広く実践されており、ゲルマン社会に固有の慣行であったのではない⁴⁾。ローマ帝国末期の社会においても、多様な目的のために誘拐婚が実践されていた⁵⁾。たしかに、コンスタンティヌス帝は320年から326年に発した法において、親の同意を得ずに娘を結婚のために誘拐した男性に対して、また娘が同意していた場合は、娘自身にも極刑を科している⁶⁾。しかしながら、その後同様の禁令が発布されていることは⁷⁾、こうした実践が存続していたことを示しているし、380年の勅法は、地方役人が女性本人や親の同意に反して結婚を強制していた事実をも伝えている⁸⁾。409年に発されたホノリウス帝の勅法からは、ローマ皇帝が女性本人やその親の同意を得たと偽ってなされた不正な請求に基づいて、そうした結婚を許可する文書を発給していたことがわかる⁹⁾。またローマ皇帝は、法で禁じられている近親婚や、身分の低い女性とセナトール貴族らとの結婚を個別的に認めることもあった¹⁰⁾。ローマ帝国末期において、皇帝や役人が本来は不法な婚姻を許可したり命じたりしていたと考えるのに十分な証拠が残っているのである。

こうした背景においたとき、メロヴィング王が婚姻を命じる文書を与えるとき、明らかに王はローマ皇帝もしくはその役人の統治実践を継承していると言える¹¹⁾。しかしながら、こうした文書の発給は7世紀の間に途絶えてしまったと考えられている¹²⁾。この点についてはすでに、その理由を法生活への教会の影響力の増大に帰すエルンスト・ピッツの見解や、シュテファン・エスダースによる短いながらも示唆に富んだ指摘がある¹³⁾。エスダースは、結婚命令書に関して証明される個別的な事例がローマ人社会に関わっていることを確認し、ローマの婚姻法の発展のなかに王による結婚命令書の発給活動を位置づける。帝政後期のローマ法においては、口頭での約束に代わり、婚資文書の作成が婚姻締結の意思をあらわす根拠として重視されるようになり、それに伴って公的な機関が婚姻手続きにおいて重要な位置を獲得したことが、支配者が自身の権限によって婚姻を命じることができるようになった背景として存在することを指摘する。そして、教会の影響力以上に、こうした実践が地域的に限定されていたこと、ならびに婚姻手続きの変化、とくに在地の法慣行の変化と婚姻締結における文書の意義の低下こそが、結婚命令書の消滅を説明するのではないかと推測している¹⁴⁾。

筆者もまた、ローマ社会から継承した種々の伝統が王による結婚命令書の発給を大いに条件づけていたと考えるが、実際のところ、証拠の少なさにかかわらず、王が命じた結婚の内容は多様であり、「誘拐婚」とひとくくりにはできるとしても、そのなかでどの

ような結婚が問題となっているかは、十分に検討されてきたとは言い難い。以下では、文書の発給が証明されない事例もあわせて、結婚の当事者である男性と女性、彼（女）らと王との関係、結婚の目的、ならびに王の関与の仕方に注意を払いながら、婚姻強制に関連する証拠をより詳細に検討することで、この種の国王証書が発給されなくなる理由に近づくことを試みる。

2. 教会会議録と勅令

まずは、ある程度まで統一的な像を与えてくれ、王による婚姻強制に対する教会の対応を示す証拠を取り上げる。メロヴィング期ガリアから知られる30点弱の教会会議決議録のうち、誘拐婚を取り上げているのは7点ほどである¹⁵⁾。そのうち王の介入に言及するのは、541年のオルレアン公会議、556年から573年のあいだにパリで開催された公会議、そして626年か627年にパリ近郊のクリシーで開催されたその3つである。

オルレアン公会議の第22条は、他人の娘を親の同意なしに「権力の命令 (*imperium potestatis*)」によって誘拐してはならないとし、違反者に破門を科している¹⁶⁾。ピッツはこれを王の命令による誘拐と捉えている¹⁷⁾。*Imperium* は限定して君主の支配権を指す場合も多いが、すぐのちに取り上げる他の事例とあわせて考えると、ここではむしろ何らかの強制権力を意味し、そこに王の命令も含まれると考えるべきであろう。

おそらくカリベルト王の治世（561–567年）に開催されたパリ公会議は、その第5条でキリスト教に身を捧げた処女との結婚を禁じた後、第6条において、寡婦や他人の娘を親の同意なしに誘拐しようとしたり、王の恩寵 (*regis beneficium*) によって要求してはならないとして、同じく違反者に対して破門を定めている¹⁸⁾。第5条から第6条への流れは、誘拐婚を結婚の枠組みのなかで扱っているように見せるが、第6条は誘拐婚を他人の財産を王の権力に訴えて要求する行為のひとつとして位置づけていることに注意したい。それは結婚の問題として議論されているというよりは、財産に対する侵害行為として非難されている。

626年か627年にクリシーで開催された公会議においては、明確に限定して、神に身を捧げることを願い出た寡婦と娘を、「王の権威 (*auctoritas*)、もしくはなんらかの権力 (*potestas*) に支えられて、あるいは自らの軽率さによって」誘拐したり引き去ったりすることが禁じられている¹⁹⁾。*Auctoritas* は国王証書を指すために頻繁に用いられていた言葉だが、「何らかの権力」と併置されていることから、国王証書のみを指しているわけではないと思われる。そしてこの「何らかの権力」は、世俗役人もまた誘拐婚を命じていたことをうかがわせる。

王の関与に言及していなくても、修道生活を行う女性の誘拐の禁止は、司教たちが王に宛てたメッセージであった。すでにクローヴィスは、その書簡においてアキテーヌ地

方の司教たちに対して、修道女や修道生活を行う寡婦の誘拐の禁止を確認している²⁰⁾、キルデベルト王とクロタール王ならびにカリベルト王も、失われてしまった勅令によって同様の確認を行っていることが、567年トゥール公会議の決議からわかる²¹⁾。さらに、クロタール2世は614年10月パリ公会議の一週間ほど後に発した勅令において、近親婚や修道生活に入った女性との結婚を禁ずる教会会議の決議がまったく王の関与に言及しないのに対して、修道生活を行う娘や寡婦や修道女を王の命令によって誘拐することを禁止するとともに、こうした女性との結婚を認める王の命令書が効力を有さないとしている²²⁾。同じ王は別の勅令においても、「いかなる者も、余の *auctoritas* によって、寡婦や娘と、彼女らの同意なしに結婚しようとしてはならない。また彼女らは、秘密裏の請願によって不正に誘拐されるべきではない」と命じている²³⁾。

これらの証拠から、誘拐婚への王の関与について言えることは、メロヴィング王は、修道生活を行う女性に限らず、本人や親の同意を得ていない女性との結婚を許可していたことである。そして司教たちによる繰り返しの批判、さらには王自身による禁止にもかかわらず、王はそうした結婚を、少なくとも626年か627年頃までは命じていたことである。冒頭で紹介したように、ピッツは王による結婚命令書の消滅を教会の影響力の増大に帰しているが、少なくとも教会会議を通じての王への圧力が功を奏したとは考えがたい。7世紀に入ると教会会議の開催頻度は減少し、7世紀半ばすぎから教会会議の活動は急激に衰退する²⁴⁾。

そもそもメロヴィング社会にあって誘拐婚は犯罪であり、『サリカ法典』はこうした不法な婚姻に関して、主として贖罪金の支払いで解決を定めていた²⁵⁾。そこでは、王の命令による婚姻は問題とされていない²⁶⁾。それを非難したのは教会である。そして誘拐婚に対する王の態度に、キリスト教的な理念がすでに浸透していたことは、596年に発されたキルデベルト王の勅令にあらわれている。誘拐婚に死刑を命じる決定において、この犯罪は「不敬な」罪とされるだけでなく、また誘拐犯は「神の敵」として断罪されている²⁷⁾。それにもかかわらず、メロヴィング王はこうした結婚に許可を与え続けていたのである。王による結婚命令書の消滅にキリスト教や教会の影響がなかったと否定するつもりはないが、それがどのように作用したかは明瞭にされているとは言い難い。

ところで、なぜ司教たちは繰り返し誘拐婚を禁じようと試みたのだろうか。とくに修道生活に入った女性の誘拐を非難した理由は、表向きには、これらの女性はキリストと結婚したからである。しかしその背後に、豊かな財産を持つ女性、とりわけ寡婦が教会にもたらす富への期待、あるいはこうした女性をめぐる俗人有力者や王権との駆け引きが存在したことは、しばしば指摘されるところである²⁸⁾。教会はこうした女性の保護に物質的利害も有していたのである。もちろん教会は、誘拐婚が社会の平和秩序にもたらす混乱を十分に意識していた。511年オルレアン公会議の最初の3条は教会アジールの権利を確認するものであり、誘拐婚は其中で言及されている。第2条は、誘拐された

女性とともに教会に逃げこんだ犯人の扱いについて、娘が同意していない場合は犯人に対して死その他の罰が免じられること、同意していた場合には娘は父のもとに戻されることなどを定めている²⁹⁾。この規定は、一方でローマ皇帝が誘拐婚に対して定めた極刑を、他方で誘拐された女性の親族からの復讐を逃れるべく、教会に逃げこむ人々が多かったことを示している。教会は、世俗権力の苛烈な司法制度に対して、そして復讐の慣行がもたらす平和秩序の混乱に対して闘っていたのである³⁰⁾。しかし、この教会会議においては誘拐婚そのものが禁じられているわけではないことを言い添えておこう。

実際のところ、修道生活に入った女性の誘拐を除いて、教会会議の対応は熱心なものではなかった³¹⁾。それゆえ、同じく不法な婚姻であり、メロヴィング期の司教たちがきわめて執拗に取り上げた近親婚に関してカール・ウブルが提起した以下の興味深い仮説は、教会会議における誘拐婚に対する対応には当てはまらないかもしれない。かつての研究は、教会が近親婚の禁止を推し進めたのは、ゲルマン人のジッベ団体を破壊し、異教信仰に根付く祖先祭祀を除去するためであったと説明してきた。しかしウブルは、こうした理解にはまったく根拠がないと主張する。従姉妹との結婚はそもそもセナトル貴族の伝統であり、メロヴィング期における近親婚、とくに従姉妹との結婚に関する証拠はむしろローマ人に関わっており、主として家族の財産を維持する方策として実践されていたのであった³²⁾。それゆえウブルは、ローマ帝国末期の行政・司法制度の衰退に伴い、司教職に進出したセナトル貴族が近親婚の抑止を引き受けることになり、かれらに取りついた「強迫観念」(Obsession) ゆえに、7世紀初頭まで繰り返し教会会議で近親婚が審議され、非難されることになったとする。

近親婚と誘拐婚とでは、教会の有する利害はまったく同じであったのではないし、後者は前者ほどの濃密さをもって教会会議で議論されたわけではない。しかし、のちに詳しく見るように、誘拐婚に王が許可を与えた事例の多くはローマ人社会に関わっている。加えて、司教たちは王や役人の強制による誘拐婚を非難しており、結婚を命じる支配者文書の不正入手や役人による婚姻強制はローマ帝国末期から実践されてきた。教会の批判の矛先は当然ながら当時の法慣行であるが、それは後期ローマ帝国以来の伝統に大いにもとづく実践であった。別の言い方をすれば、司教たちはゲルマン人が持ち込んだ異教的な法慣行と闘っていたとする説明は説得力を持たない³³⁾。

教会会議と勅令の証拠は、王がどのような結婚を命じていたかについては、若干の示唆しか与えてくれない。キリスト教に身を捧げた女性との結婚は、6、7世紀においてはなお在家のまま修道生活を行う寡婦が多かったこともあり³⁴⁾、そうした女性が標的にされやすかったと想定されることから、実際に王の命じる結婚の中で占める割合は低くなかったであろう。王の介入の仕方については、これらの証拠からは一般的なことしかわからない。史料からは、王が自ら積極的に婚姻を強制するよりは、請求に基づいて許可を与えていたと読めるが、そもそもこれら規範的な史料は誘拐婚を犯罪として提示す

るものであり、自ら積極的に法に違反する王をそこに見出すことはあまり期待できないであろう。なお、王による命令の形態については、beneficiumのような表現も見られることから、文書によらない場合もあったと考えられる。

3. 叙述史料

より具体的で詳細な情報を与えてくれる叙述史料の検討に移ろう。

1) トゥールのグレゴリウス『歴史十書』

メロヴィング王が結婚に関連して個別的に文書を発給したことが確実な事例は3つ証明され、すべて『歴史十書』によって伝わる³⁵⁾。まずは時系列に沿って短くそれらを紹介しておこう。

- ①第4書13章によれば、555年にテウドバルド王が死亡した後、その王国を受け取ったクロタル1世からクレルモンに派遣されたその息子クラムは、若い助言者たちに指令書を与えて、セナトール貴族の娘たちを両親から力づくで奪い取るよう命じた³⁶⁾。クラムは同じ章で「王」(rex)と称されている³⁷⁾。
- ②573年頃シギベルト王は、セナトール貴族フェリクスの奴隷から王の勤務にまで上り詰めたアンダルキウスに対して、クレルモン市民ウルススの娘と結婚することを命じる文書を与えた³⁸⁾。なおアンダルキウスは、この命令書を得る前に、ウルススの妻を欺して結婚の同意を取り付けていた。しかしアンダルキウスは娘の父であるウルススの同意を得られていなかったため、偽の人物をウルススに仕立てて誓約書をつくらせた後、再び王のもとを訪れ、あらためて王の命令書を手に入れた。
- ③最後の事例は、キルペリク1世が、パッポレヌスと呼ばれる人物に、ナント司教フェリクスの姪との結婚を命じた文書である。フェリクスがすでに婚約していた2人の結婚に反対し、姪をバザスの修道院に閉じ込めていたが、パッポレヌスが奪い返して結婚し、王の命令書を入手したのであった。582年の出来事である³⁹⁾。

王が個別的に結婚を命じた文書は、以上のように、6世紀後半からしか知られていない。ただし、6世紀末以降の歴史についてわれわれが、『歴史十書』ほど豊かな情報を提供してくれる叙述史料を有さないことも記憶にとどめておくべきであろう⁴⁰⁾。

ここで問題となっている結婚は、妻となる女性の親か親族、おそらくは女性に対する保護権を有する親族の同意を得ていない点で、ローマ社会で典型的であった「親の同意

を得ていない誘拐婚」(raptus in parentes)であるが、それ以外に何らかの共通点を持つのであろうか。最初に王の対応を見てみよう。アンダルキウスに与えられた二通の文書の場合には、王は自身が不法な婚姻を命じたとは考えていなかったかもしれない。一通目の文書は、アンダルキウスが文書を入れる箱に鎧を隠して、それを16000ソリドゥスの手付金として、ウルススの妻から娘との結婚の同意を得た後に、王から与えられたものであるし、二通目の文書もまた、父が反対した後ウルススという同名の別人に、娘と結婚させなければ手付金を返還するという内容の誓約書を書かせ、その文書を王に提示した後に手に入れたからである。二通目の文書は、エスダースが推測するように⁴¹⁾、結婚実現のためというよりはむしろ、支払っていない婚約手付金をウルススからだまし取るのを目的としていたと考えられる。というのもアンダルキウスは、王に命令書を請願するとき、こう述べているからである⁴²⁾。

「それゆえ私は彼(＝ウルスス)が娘を妻として私に与えるよう、栄誉あるあなたの命令書を賜りたく存じます。彼がそうしない場合には私が16000ソリドゥスを受け取ってこの訴訟を取り下げるまで、彼の財産を占有することをお許しください。」

アンダルキウスが王から得た第2の命令書には、下線を引いた後半の文章内容も含まれていたことが、その後の経緯をめぐる叙述から想定される。アンダルキウスは、ウルススが土地財産を有するオーベルニュ地方南東部のヴレ(Velay)にやってきたが、そこは彼の手に移されていたからであった⁴³⁾。アンダルキウスがクレルモンの裁判官に王の命令書を提示した際に、ウルススは娘との結婚を認めなかったであろう。そこで、手付金の返還まで、ウルススの財産をアンダルキウスの占有へと移す手続きが行われていたのである。第2の結婚命令書は、財産の移管手続きを可能にするものであり、その手続きはウルススの財産を管轄するクレルモンの裁判官を通じて行われたと考えられる。いずれにせよ、アンダルキウスが受け取った国王文書は、クロタール2世の勅令にも言及される、不正に入手した結婚命令書と考えることができる。

王息クラムが、クレルモン地方のセナトール貴族の娘を奪うよう命じた文書は、請願に基づくのではなく、若い取りまきたちの助言を受けて、王が自発的に与えたものである。ここでクラムは、支配地域たるクレルモン地方のセナトール貴族層の権力を掘り崩す目的をもって、こうした戦略を用いたと想定される。

パッポレヌスが受け取った文書は、アンダルキウスの文書とも、またクラムが発給した文書とも異なる性質を持つ。そもそもパッポレヌスとフェリクスの姪は婚約しており、いかなる手続きが踏まれたにせよ、婚約は成立していた。その後、結婚に反対するフェリクスは姪を、「衣服を変えて」、すなわち修道女として修道院に閉じ込めた。この行為は明らかに、修道生活に身を捧げた女性の誘拐を禁じる教会会議の決議や王の勅令を意識してなされたと考えられる。だが、娘は巧みにそこから抜けだし、パッポレヌスに再び迎え入れられた。そしてフェリクスの死後に、彼は王から文書を受け取り、「親族の

脅威を恐れる必要がなくなった」のであった。ここでは王はアンダルキウスの場合と異なり、不正な請願に基づくのではなく、その死後とはいえ、保護支配者の同意が得られていなかった結婚に承認を与えただけでなく、加えて親族による報復から守る保護を与えたと考えられる。この付加的な措置の内容は、589年に大公アマロを殺害した少女に発給された文書のそれとよく似ている。この娘は王の保護(*verbum regis*)下に置かれ、「かの死者(=アマロ)の親族の誰によってもいかなる害も受けてはならない」と命じる王の文書を受け取っている⁴⁴⁾。パッポレヌスもまた、「国王保護」のもとに置かれたと考えて良い⁴⁵⁾。

結婚命令と国王保護の結合は、ローマ期には知られていない新たな要素である。王はなぜパッポレヌスに対して親族の攻撃から守る特権をもあわせて付与したのだろうか。他の事例と比較しながら検討したい。

第一に、誘拐された女性はローマ人女性であり、残る2例と同じである。アンダルキウスが結婚しようとしたのは、クレルモン市民の娘であり、この都市から100キロほど南に位置するヴレに所領を有する比較的富裕なローマ系家族の一員であった。ウルスはクレルモンの市民であったが、クラムが標的にしたのはクレルモンを中心とする地域のセナトール貴族の娘たちであった。パッポレヌスが結婚した女性も、セナトール貴族であるナント司教フェリクスの子であり、ローマ系の有力家門に属していたはずである。彼女の居住地は不明だが、叔父がナント司教であったこと、誘拐後にアンジェのサン・トバン修道院に逃げこんだこと、そしてその後フェリクスによってバザスの修道院に閉じ込められたことから、フランク王国西部か南西部のローマ系貴族家門に属していたと考えられる。

誘拐婚においてローマ人女性が狙われるのが多かった理由は、一般的にその法的な地位によって説明される⁴⁶⁾。フランク法においては原則として女性が土地の相続から排除されていたのに対して、ローマ法では娘もその兄弟と等しく相続に関与できたように、ローマ法が通用する社会で生きる女性はより恵まれた経済的地位を享受していたからである⁴⁷⁾。クラムは明らかに法知識に基づいてセナトール貴族の娘たちを誘拐させたはずである。アンダルキウスについては、逆に、むしろ娘との結婚を意図していると思わせかけながら、その父ウルスの財産を奪おうとする、きわめて巧妙な手口を用いた可能性がある。パッポレヌスの結婚は、女性本人が同意していることもあり、ゲルマン法のパラダイムに引きずられてしまうと、「恋愛婚」(フリーデル婚)⁴⁸⁾のように見えなくもない。しかし、娘の両親も兄弟もまったく言及されていない事実に鑑みると、彼女は孤児であった可能性がある。そうであれば、他の二例と異なり叔父の同意しか問題とされていないことも理解できるし、有力家門の唯一の相続人としての彼女の地位を考えて、叔父が頑なに反対したのかもしれない。こうした仮定が的を射ているとすれば、パッポレヌスの結婚も財産目当てのものであった、もしくはフェリクスによりそうみなされた可能性

を排除できない⁴⁹⁾。

復讐からの保護に話を戻そう。パッポレヌスに脅威を与えるはずの親族は、明らかにセナトール貴族フェリクス一門であり、ローマ人である。トゥールのグレゴリウスの諸著作からは、しばしばローマ人家系に属する人々が復讐を行っていたことだけでなく、またローマ人同士の「フェーデ」も知られる⁵⁰⁾。復讐をゲルマン的な慣行としてローマ法と対置する見方は、すでに古くから批判がなされてきており、最近でもパトリック・ギアリが疑念を表している⁵¹⁾。ここで復讐の問題を全面的に論じることはできないが、若干の指摘を行っておきたい。ローマ帝政期に、他人の生命や夫婦の絆に関わる犯罪に対して死刑が導入されたのは、人々の復讐心を宥める目的をも持っていたことが知られる⁵²⁾、そもそもコンスタンティヌスが誘拐婚を禁じた勅法は、誘拐された娘の親の最大の関心が「報復」にあったと明言している⁵³⁾。婚姻命令と報復からの保護が結びつく可能性は、すでにローマ帝国末期に準備されていたのである。それを実現させたのは、ゲルマン的な復讐慣行の浸透であるというよりは、むしろ帝国の公式の法を維持させる国家権力の衰退であるというべきであろう⁵⁴⁾。王がパッポレヌスに対して結婚命令に加えて、親族による報復から守る保護を与えているとき、それはローマ人社会の伝統を考慮に入れてのことであったにちがいない。

国王保護の付加は、王がどのような誘拐婚に許可を与えていたかについても、若干の示唆を与えてくれる。ローマ法は誘拐婚を死刑で禁じ、その後の結婚を許可しないのに対して、ゲルマン部族法典の多くは認めている⁵⁵⁾。ゲルマン法において誘拐婚は、その後、夫から妻の家族へ賠償がなされることで、賠償が婚資と同一視され、事後的にムントを得ることができたとされる。しかしながら、こうした実践の証拠を提示する証書、「賠償文書」*carta compositioalis* の書式の分布は、誘拐後の和解がすでに早くからローマ人社会で広まっていたことを示している⁵⁶⁾。

最古の証拠は、6世紀末にアンジュー地方で成立した書式集によって伝わり、滅失文書の代わりをなす文書の中で、失われた証書の一つとして挙げられている⁵⁷⁾。列挙の仕方から、この文書が *dos*、すなわち婚資文書と同じく、夫から妻への贈与を内容としていたと考えられる。実際に、7世紀半ばごろエルメリヌスの遺産をめぐって国王法廷で争われた際に、その妻インゴベルガが、夫から複数のウィラを受け取ったことを記す「賠償文書」を有していると主張している⁵⁸⁾。インゴベルガとエルメリヌスの出自は知られていないが、エルメリヌスの財産がアンジェ、ル・マン、レンヌ地方に広がっていたことは国王証書からわかる。これらは言及にすぎないが、7世紀末から8世紀末にかけて成立した4つの書式集がそうした文書の具体的な内容を教えてくれる。最も明瞭にローマ法の影響を示しているのは8世紀半ば頃に編まれた『トゥール地方書式集』である。そこに含まれている「賠償文書」2つのうちの一方は、男女がともに同意して誘拐婚を結んだ場合、ローマ法によれば二人とも死刑に処されることになっているが、俗人有力

者の介入によって、賠償金の支払いで解決されたことを記録する⁵⁹⁾。もう一通の書式と、パリ地方の法慣行を伝えるマルクルフ書式、ならびに800年以前におそらくフランス北部で成立したいわゆる『リンデンブルッフ書式集』で伝わるそれでも、誘拐による結婚の実行が「死の危険」(vitae periculum)をもたらすとされており、ローマ法かキルデベルトの勅令が意識されていたと考えられる⁶⁰⁾。これらの書式はたいいてい、有力者の仲介によって男性から女性へ贈与がなされたことを記録している。しかも、教会会議で誘拐婚を禁じていた司教たちもしばしば和解を仲介していたのであり、よくあるように規範と実践はここでも乖離していたのであるが、むしろこうした実践こそが、メロヴィング期の教会会議における誘拐婚に対する対応の「緩さ」の背景にあった可能性を強調すべきかもしれない。残る一通、同じく800年以前におそらくベルギーあたりで成立した『メルケル書式集』は、マルクルフ書式をモデルとしているとされるが、誘拐婚に対する処罰には触れていない⁶¹⁾。もちろんゲルマン人であって、こうした和解による解決は行われていたであろう。だが少なくとも文書としてはローマから継承したものであり、しかも早い時期からこうした解決がローマ法が通用する社会で実践されていたことは確実である。

パッポレヌスのエピソードは、彼が王に請願した時点で和解の可能性が残っていなかったことを示す。だからこそ王は、セナトール貴族フェリクス一門の「脅威」から守る保護をも与えたのではないだろうか。そうであれば、この種の結婚命令書の発給は、誘拐犯に対する報復の慣行が根づいていただけでなく、また誘拐後の和解の道が準備されていた社会を前提とする。

もちろん、和解が不可能なときのみ王がそうした許可を与えたわけではない。受給者に目を向ければ、たいいていは王と親密な関係にあった人物が文書を受け取っている。アンダルキウスはセナトール貴族フェリクスの奴隷で、大公ルプスがマルセイユを訪れたときに、彼に身を託し、最終的にシギベルト王の勤務にまで上り詰めた人物であった。クラムが娘たちを奪うよう命じる指令書を受け取ったのは、「卑しく、若さゆえに揺れ動きがちなる者ども」であった。幾人かの研究者が考えるように、そこにローマ人と民族的に区別されるフランク人を見なければならぬだろうか⁶²⁾。グレゴリウスはこの記述の少し後に、クラムの取りまきの名前を何人か挙げている。そこには *Imnacharius*, *Scaptharius* といったゲルマン系の名前を持つ人物だけでなく⁶³⁾、すぐれたクレルモン市民 *Ascovindus* や、悪しきポワティエ人 *Leo* のようなローマ系と目される住民も現れる⁶⁴⁾。 *Ascovindus* の名前はゲルマン系だが、ゲルマン系の名前を持つ人物が必ずしもゲルマン人であったとは限らないのは知られている。6世紀においてローマ人名を持つゲルマン人がきわめて稀であったのに対して、地域による相違はあるものの、ゲルマン系の名前を名のるガロ＝ローマ人はより頻繁に証明される⁶⁵⁾。「市民」(*civis*) とされている人物がすべてローマ系の在地住民であったわけではないが⁶⁶⁾、ゲルマン人名をもつ「市

民」の中には、ゲルマン人とローマ人との婚姻から生まれた子孫が多かった可能性もある⁶⁷⁾。セナトール貴族の娘たちを力づくで奪おうとしたクラムの取りまきにフランク人だけを見るのは、ゲルマン的な従士団のパラダイムに引きずられた解釈であろう。そもそも6世紀のメロヴィング王の宮廷にはローマ人もいたことが知られるし⁶⁸⁾、『サリカ法典』は王の陪食役 (*conviva regis*) をつとめるローマ人に言及している⁶⁹⁾。

クラムから結婚命令書を受け取った人々については、その民族的な帰属以上に、むしろ「卑しい」(*vilis*) という形容に注意しなければならない。この言葉を倫理的な意味で解釈する研究者もいるが、「身分の低い」というニュアンスが含意されていると考えた方がこのエピソードの意義が明瞭になるように思われる⁷⁰⁾。セナトール貴族の娘たちの誘拐という出来事が批判的なトーンで語られるとき、身分意識が強くしばしば成り上がり者に敵意を示す⁷¹⁾グレゴリウスが、自分がその一員をなす貴族の地位との対比を強調しようとしたと考えることはできないだろうか。

パッポレヌスの名もゲルマン系であり、王の「従士」とみなしたくなるが、フランク人であったか定かではない⁷²⁾。彼はこのエピソードでしか言及されていない⁷³⁾。マルガレーテ・ヴァイデマンは、セナトール貴族フェリクスがパッポレヌスに対して姪との結婚を拒絶した理由が、身分の違いにあったと想定しており、証明が困難であるとはいえ、パッポレヌスが貴族に属していなかった可能性は高いと思われる⁷⁴⁾。

6世紀には、単に市民としか形容されていない人物がしばしば国王証書を得ていたことは、他の滅失文書からも証明される。たとえば、トゥール市民でクロタール1世の息子グントリウスと幼少期をともに過ごしたグンドゥルフスはサン・マルタンのバシリカへの贈与の許可を求め、王から証書を得ている⁷⁵⁾。あるいは後にブルジュ司教となるアウストレギシルス (ウートルイユ) は、同じくゲルマン系の名前を持つが、ローマ的な都市統治が比較的遅くまで存続したブルジュ市の中流家庭出身で幼少期をグントラムの宮廷で過ごし、そこで王に手ぬぐいを差し出す係 (*mapparius*) を務めていた人物であり、聖職者になる許可を文書によって得ている⁷⁶⁾。

いずれにしても、パッポレヌスが王と近い位置にあった人物であったのは間違いないであろう。証明される結婚命令書の受給者の多くが、もともと有力な家門に属してはいなかったことを記憶にとどめておきたい。

2) 聖人伝

『ドイツ教会法史』を著したエドガー・レーニングは、王による婚姻強制を語るメロヴィング期の聖女伝を2つあげている⁷⁷⁾。サラベルガ (671年もしくは678年死亡) 伝とゲレトルディス (659年死亡) 伝である。これらに、成立年代はより遅いが、フランドル地方マルシェンヌ修道院長リクトルディス (688年死亡) 伝を付け加えることができる⁷⁸⁾。

これら7世紀を生きた聖女の結婚は、王の命令に基づくという点を除けば、グレゴリオスの伝えるそれとはかなり性格を異にする。最初に取り上げるのは、アルザス地方の名門グンドゥイヌス家に生まれ、後にランに修道院（Sainte-Marie-Saint-Jean）を建設することになるサラベルガ（サダルベルガ）である。死後ほどなく、680年頃に書かれたその伝記には、寡婦となったサラベルガを、ダゴベルト王があるフランク人有力者と結婚させたことが記されている⁷⁹⁾。その部分を引用しよう⁸⁰⁾。

しかし先述のグンドゥイヌスは、娘のために王の怒りを買うのではないかと恐れ、彼女を、彼女自身が選んだ道から少しずつ引き離していった。実際、彼女の名声は王の耳に届いていた。この時期、先述の君主の宮廷には、力強く、王への助言において認められ、彼の配下のなかで噂に高く、バソという添え名を受け取ったブランディヌスという名の男がいた。自身シカンブリ人の荣誉ある家系に生まれていた彼は、サラベルガが数年前から神の命令に身を捧げるよう誓っていたため、彼の意志にはよらなかったが、両親の説得と王の命令で、子供をもうけるべくただちにこの女性を妻として受け取った。

サラベルガの再婚が、ダゴベルト王の命に基づくことが、はっきりと示されている。この結婚はハンス・ハンマーによれば、629年から631年のあいだ、すなわち父クロタール2世の死後に結ばれた⁸¹⁾。この結婚には政治的利害が深く絡んでいた。同じハンマーによれば、アルザス地方は単にアラマン人に対する境界地帯としてだけでなく、メロヴィング王国内部のアウストラシアとブルグンディアとの境界としても重要な位置を占めていた。キルデベルト2世はアルザスをブルグンディア王である息子テウデリク2世に委ねたが、テウデリクはアウストラシア王となったテウデベルト2世とこの地をめぐる争っていた。623年にクロタール2世はダゴベルトをアウストラシア王として派遣したが、その際にはアルデンヌとヴォージュの森の西側はダゴベルトの支配領域から除外されていた。ただちに諍いが生じ、ダゴベルトの主張が認められたのであった。こうした背景のもとに、「アルザス大公領」の設置とそこへのグンドゥイヌスの任命が実現したとするのがハンマーの推測である⁸²⁾。このアウストラシア南部に広大な財産を有するグンドゥイヌス一門をダゴベルトが優遇する内政上の理由があったのであり、宮廷のフランク人有力者ブランディヌスとサラベルガの命じられた結婚も、この地域の安定的な支配を目的とするものであったとするハンマーの見解は正当であるように思われる。

やや事情は異なるが、同じく政治的な利害に基づいて王が結婚の許可を与えた事例は、宮宰ピピン1世とイッタの娘で、イッタが創建したニヴェル修道院の修道院長となったゲレトルディスの伝記から伝わる⁸³⁾。659年に死亡した彼女の伝記は2つの版で知られるが、より古いヴァージョンは670年頃以前に成立したと考えられている⁸⁴⁾。ここでは

ある「アウストラシア人の大公」の息子が、ダゴベルト王に対して、ピピンの娘との結婚を許可するよう請願している。この描写は、有力家門同士の結婚とそこへの王の関与のあり方について具体的なイメージを提供してくれる⁸⁵⁾。

彼女の父ピピンがダゴベルト王を高貴な (noble) 食事のために家に招いたとき、アウストラシア人の大公の息子が不快な男がやってきて、王と娘の両親に、地上での野心と相互の友情のために、世俗の慣習にしたがって、この娘との婚姻を約束するよう要求した。これは王に聞き入れられ、また彼は娘の父を説得し、彼の面前に母とともに彼女が召喚されるよう説得した。しかし彼女らは、なぜ王が子どもを召喚したかわからなかった。食事中に彼女は、王によって、黄金でおおわれ、絹の衣服を着たこの少年を夫として持ちたいかどうか問われ、怒りに満ちて、誓約でもって彼を拒絶し、彼も、他の地上のいかなる男性をも夫に持つことは望まず、ただ主たるキリストのみを夫としたいと答えた。王自身とその有力者たちは、幼い少女が神の命令で答えたこのことに大いに驚いた。少年は混乱し、怒りに満ちて帰途についた。聖なる少女は母のもとに戻り、その日以来、彼女の両親は、彼女がいかなる王によって愛されているかを悟ったのであった。

この記述には有力家門間の結婚がどのように膳立てされたかが垣間見える。宮宰ピピンがダゴベルトを自宅に招いたのは、おそらく自分の娘グレットルディスとアウストラシア大公の息子との結婚を、王に承認してもらうためだった⁸⁶⁾。結婚の提案を王は喜び、当事者を有力者の参席する宮廷に召喚し、婚約を取り交わさせようとしたのであった。この試みは失敗に終わったが、こうした公の場での手続きは、フランク王国の北部ではそれなりに行われていたものと推測される⁸⁷⁾。

フランドル地方マルシェンヌ修道院の修道院長となり、688年に死亡したリクトルディスもまた、王に命じられた結婚を拒否するためではあるが、王や有力者を招いて宴会を開催したことが、907年にフクバルドゥスが作成した伝記によって知られる⁸⁸⁾。最初の夫であるフランク人アダルバルドゥスが死亡した後、ダゴベルト王は宮廷の「有力者」*optimates* の一人をリクトルディスと結婚させようともくろんだ⁸⁹⁾。しかし、彼女は聖アマンドゥスの助言にしたがって、ボワリー (Boiry) の所領に王や有力者を招き、その場で頭に聖別されたヴェールを載せることで、結婚拒絶の意思を侮辱的な仕方でもったのであった。

フクバルドゥスが執筆したのはリクトルディスの死から200年以上も後のことであり、その執筆目的も読者にひとつの模範的な結婚の姿を伝えることであったから⁹⁰⁾、この証拠は10世紀における結婚に対する態度を示すが、ダゴベルト1世の時代に類似した事例が見られることに変わりはない。このためリクトルディスの事例は、サラベルガ

のそれとともに、メロヴィング朝の王たちが、かつて王の従士と結婚していた寡婦をふたたび他の従士と結婚させようとしたことを示す証拠として引き合いに出されることが多い。ピッツらによれば、それは国庫財産を継承した寡婦を、こうした方法で養うことを目的とした王の措置である⁹¹⁾。そうであれば、国庫財産に対する統制を保持するとともに、戦力となる従士の地位の保全を目的とした行為ということになり、支配秩序における従士制的な要素の重要性を示すものといえよう⁹²⁾。しかしながら、男性側は王の取りまきの中でも、かなり有力な地位にいる人物である。ブランディヌスは「シカンブリ人」、すなわちフランク人の名譽ある家系出身であるし、リクトルディスが結婚させられそうになったのは「有力者」のひとりであった⁹³⁾。ピピンの娘との結婚を望んだのもアウストラシア大公の息子であった。さらに付け加えるべき事実は、女性側も宮廷と密接な関係にある家系に属していたことである。サラベルガの父グンドウイヌスはアルザス大公であり、また宮廷と密接な結びつきを有していた⁹⁴⁾。グレットルディスの父は宮宰ピピンである。リクトルディス自身はガスコーニュ地方出身でフランク人と戦ったバスク人の母を持つが、第一の夫アダルバルドゥスも宮廷人であり、有力家門に属していたと想定される⁹⁵⁾。したがってダゴベルト王が婚姻関係を結ばせようとしたのは、宮廷と結びつきを持つ有力家門同士であった。ここにすでに、6世紀にグレゴリウスが伝える、王が許可を与えた結婚とは異なる特徴を見出すことができる。たしかにサラベルガもリクトルディスも寡婦であったが、前者は王の命令だけでなく父の導きによって結婚したし、グレットルディスの父ピピンもまた結婚に同意していた。女性本人の意思に反しているか、もしくは修道生活に身を捧げる決心をしていたかぎりにおいて、「誘拐婚」の範疇に含まれうるとしても、ローマ人社会に典型的で、グレゴリウスが伝える事例に見られるような「*raptus in parentes*」ではなかった。

3例すべて「フランク人」社会における結婚である。ダゴベルト王治世のアウストラシアに関係しており、フランス北東部において後に修道女となり、聖女として敬われることになる女性の結婚が問題となっている。そこで王は、結婚を命じる以上に仲介する役割を果たしている。すべての事例において、王の利害と有力者の利害はきわめて密接に絡み合っている。一方で王は、サラベルガの結婚に見られるように、統治の安定を目指して、戦略的に重要な地域の有力者の娘を宮廷人と結婚させようとした。あるいは、エマニュエル・サンティネッリらが指摘するように、結婚、とくに裕福な寡婦の結婚をコントロールすることで、貴族の党派間の均衡を維持しようとした⁹⁶⁾。他方で有力家門は、アウストラシア大公の息子がピピンの娘との結婚を請願したさいに、「地上での野心と相互の友情関係」を結ぶことを狙ったように、王を介しての姻戚関係の締結によって、さらなる権力と地位の上昇を期待したのであった。結婚自体そうしたものとして描かれており、ローマ的な「誘拐婚」の観念はもはやそこにはほとんど見られない。それに部分的に応じてか、王の命令は文書の発給という形では提示されていない。結婚につ

いても、また王の関与の仕方についても、6世紀後半とは大きく異なる世界が描かれている。

4. おわりに

残された史料の少なさと、少ないにもかかわらず多様な結婚を提示する証拠は、冒頭で立てた問いに断定的な答えを与えるのを許してくれない。だが、叙述史料の検討から浮かび上がる、6世紀後半に王が命じた結婚の特徴と7世紀前半のそれとの顕著な相違が、7世紀における結婚命令書の消滅の理由を探る手がかりを与えてくれるかぎりにおいて、ひとつの仮説を提起することは許されよう。

6世紀には、ローマ法がより遅くまで存続していたクレルモンや王国の西部や南部に住むローマ人女性の誘拐が問題となっており、ローマ帝国末期から続く法慣行と支配実践に即した形でメロヴィング朝の王は婚姻命令書を発給していた。これに対して、ダゴベルト王の治世から伝わるフランク王国北東部の事例は、そうした伝統とはほとんど無縁のように見える。王は、のちに聖女として敬われることになる女性の結婚を命じたり、仲介したりしていたが、王の介入は政治的な目的と深く結びついていた。そして、婚姻を成立せしめる、あるいは保証するにあたって、文書の発給よりも、宴会のような場での行為が重視されていたことが窺われる。

こうした対照的な像は、婚姻手続きにおける文書の意義の低下が、結婚命令書の消滅の理由のひとつであったとするエスダースの推測を補強するように見える。しかし、6世紀においても常に文書の発給によって結婚が命じられていたわけではないし、本論では取り上げることはできなかったが、7世紀においてもとりわけプロヴァンス地方では、王による命令に基づかないものの、裕福な女性を標的とした誘拐婚は実践され続けていた⁹⁷⁾。他方で、7世紀前半に見られるような結婚が6世紀に行われていなかったと断言することも躊躇われる。政治的な目的をもって王が結婚に介入するケースはあり得たはずだからである⁹⁸⁾。史料が仄めかす6世紀から7世紀にかけて生じた変化は、現実の変化を反映する部分もあれば、そう見えるにすぎない部分もある点に注意しなければならない。

前者の部分に該当すると想定されるのは、6世紀後半においては、宮廷人か宮廷と密接な関係を持っていたものの、「貴族」とはみなせないような人たちの結婚を王が命じたり許可したりした事例が際立つのに対して、7世紀前半ではメロヴィング王がフランク人社会において有力家門同士の結婚を積極的に仲介していたことである。7世紀前半における結婚への王の関与が貴族層内部における権力バランスの調整や維持を目的としていたとすれば、6世紀後半に王が婚姻を命じた理由はそれとは異なっていたように思われる。社会的により劣った地位にあると想定される人々に対して、結婚命令書を与え

ているからである。社会的流動性に関する近年の研究は、6世紀のメロヴィング王権がセナトル貴族だけでなく、非自由人や中下層出身者をときに重用していたことを示すとともに⁹⁹⁾、7世紀の間に貴族層の地位の安定化にともなって、社会的上昇の可能性がますます減少したことを蓋然的なものにしている¹⁰⁰⁾。結婚との関連で言えば6世紀は、人々が身分をこえて社会的上昇を、結婚という手段を用いて成しとげる可能性がより開かれていた時代であり、王もまたそうした戦略にしばしば好意的な態度を取っていた。だが7世紀に入ると、南仏を除いてローマ系のセナトル貴族が姿を消し¹⁰¹⁾、かわってフランク人貴族層の地位が確立され、社会的上昇の可能性が大いに限定されるとともに、貴族層内部でさらなる権力の増大を目指す動きがより強く現れてくる。こうした変化の中で、結婚への王の関与の仕方が変容し、それに伴って、結婚命令書も次第に発給されなくなっていく可能性がある¹⁰²⁾。そうであれば、7世紀における結婚命令書の消滅は、社会の変動と結びついた統治構造の転換を反映するが、この想定を確実なものにするにはなお研究を積み重ねていかなければならない。

[付記] 本稿は、科学研究費基盤研究(C)「ゲルマン部族国家の宮廷構造に関する比較史研究」(研究代表者、平成23年度～平成25年度)に基づく研究成果の一部である。

註

- 1) 拙稿「俗人を受取手とするメロヴィング朝の国王証書について」松澤和宏編『テキストの解釈学』水声社、2012年。
- 2) *Lex Ribvaria*, 39, 3 (35, 3), ed. F. Beyerle et R. Buchner, Hannover, 1954 (*MGH LL nat. Germ.* III, 2), p. 92: “Si quis ingenuam puellam vel mulierem qui in verbo regis vel ecclesiastica est, accipere vel seducere sine parentum voluntatem de mundepurdae abstulerit, bis 30 solid. culpabilis iudicetur”. 「親族の同意なしに」(sine parentum voluntatem)の部分は、本来は「国王もしくは教会の同意なしに」とされているはずだったと考えられている。ただし、この部分の解釈については疑念の余地がないわけではない。*Ibid.*, p. 151 参照。
- 3) 「誘拐婚」という用語の用法については、S. Joye, *La femme ravie. Le mariage par rapt dans les sociétés occidentales du haut Moyen Âge*, Turnhout, 2012, pp. 15–16 参照。また、修道生活に身を捧げた女性の結婚が「誘拐婚」(raptus)と同一視されたことについては、*Ibid.*, p. 481。
- 4) 誘拐婚をゲルマン法に特徴的な結婚習俗とみなす研究として、S. Kalifa, *Singularités matrimoniales chez les anciens Germains*, *Revue historique de droit français et étranger* 48 (1970), pp. 199–225 がある。また、R. Köstler, Raub-, Kauf-, und Friedelehe bei den Germanen, *Zeitschrift der Savigny- Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung* 63 (1943), pp. 92–136 も参照。
- 5) S. Joye, *op. cit.*, passim.
- 6) *Codex Theodosianus, Volumen I: Theodosiani libri XVI cum constitutionibus Sirmondianis edidit adsumpto apparatu P. Kruegeri*, Th. Mommsen, Unveränderte Neuauflage. Nachdruck der 1. Auflage Berlin 1904, Hildesheim, 2000, IX. 24. 1. この勅法については、J. Evans-Grubbs, Abduction marriage in Antiquity: a new law of Constantine (CTh IX. 24. 1) and its social context, *Journal of Roman Studies* 79 (1989), pp. 59–83; D. Grodzynski, Ravies et coupables: un essai d’interprétation de la loi IX. 24. 1 du Code théodosien,

- Mélanges de l'École française de Rome. Antiquité* 96 (1984), pp. 697–726参照。邦訳として、テオドシウス法典研究会訳「テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (9)」『立教法学』53 (1999), 186–188頁参照。
- 7) *Codex Theodosianus*, IX. 24. 2 (a. 349), 3 (a. 374).
- 8) *Codex Theodosianus*, III. 11. 1.
- 9) *Codex Theodosianus*, III. 10. 1.
- 10) *Codex Theodosianus*, IV. 6. 3 (a. 336); III. 10. 1.
- 11) すでに H. Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte*, Bd. 2, Leipzig, 1892, pp. 56–57. 西ゴート王国でも王による婚姻強制が証明されるが、本稿では詳細に検討することはしない。
- 12) E. Pitz, *Erschleichung und Anfechtung von Herrscher- und Papsturkunden vom 4. bis zum 10. Jahrhundert, in Fälschungen im Mittelalter*, Bd. III, Hannover, 1988 (MGH Schriften 33), pp. 69–113: p. 80. なお8世紀前半にクールレティエン地方で編まれたローマ法の集成 *Lex romana Curiensis* は、支配者の発給する指令書 (mandatum) の代表として、親もしくは本人の同意なしに principes (王やラエティアの長官) が、婚姻を命じる文書を挙げている。 *Lex Romana Curiensis*, ed. E. Meyer-Malthaler, 1 Aufl., Aarau, 1966 (Sammlung Schweizerischer Rechtsquellen, XV. Abt.: Die Rechtsquellen des Kantons Graubünden 1), I, 3. この文書については、E. Meyer-Marthaler, *Römisches Recht in Rätien im frühen und hohen Mittelalter*, Zürich, 1968, p. 60. 私的な集成であるこの法典が、当時通用していた法を反映するかどうかについては、相対立する議論があるうえ、7世紀初頭から8世紀初頭までのフランク王権とクールレティエンとの関係は闇に包まれている。R. Kaiser, *Churrätien im frühen Mittelalter. Ende 5. bis Mitte 10. Jahrhundert*, Basel, 1998, pp. 33–39参照。
- 13) E. Pitz, op. cit., pp. 80–82.
- 14) S. Esders, *Römische Rechtstradition und merowingisches Königtum. Zum Rechtscharakter politischer Herrschaft im 6. und 7. Jahrhundert*, Göttingen, 1997, p. 198, n. 461.
- 15) 本稿では刊本として *Concilia Galliae, a. 511–a. 695*, ed. C. de Clercq, Turnhout, 1963 (Corpus christianorum 148a) を用いる。O. Pontal, *Histoire des conciles mérovingiens*, Paris, 1989, pp. 288–289 は、誘拐婚に関する規定をまとめており、9つの公会議を挙げている。Concilium Avrelianense A. 511, c. 2, c. 18; Concilium Epaonense A. 517, c. 30; Concilium Claremontanvm sev Arvernense A. 535, c. 12; Concilium Avrelianense A. 538, c. 19; Concilium Avrelianense A. 541, c. 22; Concilium Avrelianense A. 549, c. 19; Concilium Tironense A. 567; Concilium Parisiense A. 556–573, c. 5, 6; Concilium Clippiacense A. 626 avt 627. しかし、このうちオルレアン公会議 (511年) 第18条、エパン公会議 (517年) 第30条、クレルモン公会議 (535年) 第12条は、近親婚のみを取り上げている。
- 16) Concilium Avrelianense A. 541, c. 22: “Vt nullus per imperium potestatis filiam competere audeat alienam, ne coniugium, quod contra parentum uoluntate impiae copulatur, uelut captiuitas iudicetur. Sed si, quod est prohibitum, admittitur, in his, qui perpetraverint, excumnicationis seueritas pro modo pontificis inponatur”.
- 17) E. Pitz, op. cit., p. 81. Cf. *Les canons des conciles mérovingiens (VI^e–VII^e siècles)*, texte latin de l'édition C. De Clercq. Introduction, traduction et notes par J. Gaudemet et B. Basdevant, Paris, 1989, t. 1, p. 279 (“Que personne n’use de l’autorité de son pouvoir pour convoiter la fille d’autrui, …”).
- 18) Concilium Parisiense A. 556–573, c. 6. “Et quia utilium rerum coepit causa tractare, hoc uniuersitas praecaueri quoque debet, tam sacerdotes quam principes omnisque populus, ut nullus res alienas competere a regis audeat potestate. Nullus uiduam neque filiam alterius extra uoluntatem parentum aut rapere praesumat aut regis beneficio estimet postulandam. Quod si fecerit, similiter ab ecclesiae communione remotus anathematis damnatione plectatur”. この公会議の開催時期については、G. I. Halfond, Charibert I and the episcopal leadership of the kingdom of Paris (561–567), *Viator* 43–2 (2012), pp. 1–28: p. 20.
- 19) Concilium Clippiacense A. 626 avt 627, c. 26: “Viduas, quas se Deo consecrare petierint, uel puellas Domino consecratas nullus neque per auctoritatem regiam neque per quacumque potestate suffultus aut

propria temeritate rapere uel trahere audeat. Quod si utrique consenserint, communione priuentur”.

- 20) Chlodowici regis ad episcopos epistola, in *Capitularia regum Francorum*, t. I, ed. A. Boretius, Hannover, 1883 (*MGH Legum sectio*, II), no. 1: “In primo quoque de ministerio ecclesiarum omnium praecepimus, ut nullus ad subripiendum in aliquo conaretur, neque de sanctimonialibus neque de viduis que se in religione domini devotas esse probarentur”.
- 21) Concilium Turonense A. 567, c. 21: “...cum non solum domni gloriosae memoriae Childebertus et Chlotcharius reges constitutionem legum de hac re custodierint et seruauerint, quam nunc dominus Charibertus rex successor eorum praecepto suo roborauit, ut nullus ullam nec puellam nec uiduam absque parentum uoluntatem trahere aut accipere praesumat...”.
- 22) Chlotharii II. edictum, in *Capitularia*, no. 9, c. 18: “De puellas et uiduas relegiosas aut sanctaemonialis qui se Deo uouerant, tam que in proprias domus resedent quam qui in monasteria posete sunt, nullus nec per praeceptum nostrum competat nec trahere nec sibi in coniugio sociare paenitus praesumat. Et si quis exinde praeceptum elegerit, nullum sorciatur effectum...”. Cf. Concilium Parisiense A. 614, c. 16.
- 23) Chlotharii II. praecepto, in *Capitularia*, no. 8, c. 7: “Nullus per auctoritatem nostram matrimonium uiduae uel puellae sine ipsarum uoluntate praesumat expetire; neque per suggestionis subreptitias rapiantur iniuste”. この勅令をクロタール1世のものとするか2世のものとするかについては議論があるが、ここではエスダースの見解にしたがった。クロタール1世を発給者とみなす研究としては、たとえば、O. Guillot, *La justice dans le royaume franc à l'époque mérovingienne* (1995), in *Arcana imperii (IV^e-XI^e siècle)*, *Recueil d'articles*, Limoges, 2003 (*Cahiers de l'Institut d'anthropologie juridique*, 10), pp. 33-94: pp. 48-51 参照。
- 24) O. Pontal, *op. cit.*, pp. 14-15, 374. また、G. I. Halfond, *The Archaeology of Frankish Church Councils, AD 511-768*, Leiden/ Boston, 2010, pp. 223-245 の公会議リストを参照。
- 25) *Pactus legis salicae*, ed. K. A. Eckhardt, Hannover, 1962 (*MGH LL nat. Germ.* IV, 1), c. 13. この規定については、F. Siegmund, *Pactus legis salicae c. 13. Über den Frauenraub in der Merowingerzeit, Frühmittelalterliche Studien* 32 (1998), pp. 101-123.
- 26) 西ゴート部族法典は、対照的に、王命による結婚に幾度か言及している。*Leges Visigothorum*, ed. K. Zeumer, Hannover, 1902 (*MGH LL nat. Germ.* I, 1), III, 2, 1; 3, 11; 5, 1; 6; 2.
- 27) Childeberti II. decretio, in *Capitularia*, no. 7, c. 4: “Pari conditione conuenit Kalendas Marcias omnibus nobis adunatis, ut admodo quicumque praesumpserit raptum facere, unde impiissimus uitius adcreuerit, uitae periculum feriat; et nullus de optimatibus nostris praesumat pro ipso precare, sed unusquisque admodum inimicum Dei persequatur. Qui uero edictum nostrum ausus fuerit contempnere, in cuiuslibet iudicis pago primitus admissum fuerit, ille iudex collectum solatium ipsum raptorem occidat, et iaceat forbatutus. Et si ad ecclesiam confugium fecerit, reddendus ab episcopo, absque ulla precatione exinde separentur. Certe si ipsa mulier raptori consenserit, ambo pariter in exilio transmitantur. Et si foras ecclesia capti fuerint, ambo pariter occidantur, et facultates eorum parentibus legitimis, et quod fisco nostro debetur adquiratur”.
- 28) J. A. McNamara, *A Legacy of Miracles: Hagiography and Nunneries in Merovingian Gaul*, in *Women of the Medieval World*, eds. J. Kirschner and S. F. Wemple, Oxford, 1985, pp. 36-52: p. 45; S. Joye, *op. cit.*, pp. 256-259 (ただし S・ジョワの考察では、こうした駆け引きの証拠はランゴバルド王国からひかかれている)。
- 29) Concilium Areliaense A. 511, c. 2.
- 30) 教会アジールについては、D. Fruscione, *Das Asyl bei den germanischen Stämmen im frühen Mittelalter*, Böhlau, 2003; S. Esders, *Rechtsdenken und Traditionsbewusstsein in der gallischen Kirche zwischen Spätantike und Frühmittelalter, Francia* 20-1 (1993), pp. 97-125; H. Siems, *Zur Entwicklung des Kirchenasyls zwischen Spätantike und Mittelalter*, in *Libertas. Grundrechtliche und rechtsstaatliche*

Gewährungen in Antike und Gegenwart, hg. von O. Behrends und M. Diesselhorst, Ebelsbach, 1991, pp. 139–186などを参照。

- 31) S. Joye, *op. cit.*, p. 344.
- 32) K. Ubl, *Inzestverbot und Gesetzgebung, Die Konstruktion eines Verbrechens (300–1100)*, Berlin u. a., 2008, pp. 137–175.
- 33) Contra S. Kalifa, *op. cit.*, p. 220.
- 34) E. Santinelli, *Des femmes éplorées? Les veuves dans la société aristocratique du haut Moyen Âge*, Paris, 2003, pp. 159–165.
- 35) 前稿(註1参照)では *Die Urkunden der Merowinger*, ed. Th. Kölzer, Hannover, 2001 (*MGH Diplomata regum Francorum e stirpe Merovingica*), Bd. 2のリスト (Deperdita) に基づいて2点としたが、後の調査によって、①がリストに挙げられていないのがわかった。
- 36) Gregorius Turonensis, *Libri historiarum decem* (以下DLHと略す), ed. B. Krusch et W. Levison, Hannover, 1885 (*MGH SSRM* 1–1), IV, 13: “Chramnus vero his diebus apud Arvernus resedebat. ... Nullum autem hominem diligebat, a quo consilium bonum utilemque possit accipere, nisi collectis vilibus personis aetate iuvene fluctuantibus, eosdem tantummodo diligebat, eorumque consilium audiens, ita ut filias senatorum, datis praeceptionibus, eisdem vi detrahi iuberet”.
- 37) クラムの地位については、B. Kasten, *Königssöhne und Königsherrschaft. Untersuchungen zu Teilhabe am Reich in der Merowinger- und Karolingerzeit*, Hannover, 1997 (*MGH Schriften*, 44), pp. 37–42.
- 38) DLH, IV, 46.
- 39) DLH, VI, 16: “Audiens autem Pappolenus eius obitum, neptem illius, de qua separatus fuerat, recepit. Ante hoc autem tempus disponatam eam habuerat; sed dissimolante de nuptiis Filici episcopo, his eum magna cohortem veniens, ab oratorio puellam abstraxit et in basilica beati Albinus confugit. Tunc Felix episcopus ira commotus, circumventam puellam dolis a marito separavit, mutataque veste, apud Vasatensem urbem in monasterio posuit. Sed illa occultos pueros nuntius dirigit, ut scilicet eam ereptam a loco, in quo posita erat, acciperet. Quod ille non abnuens, adsumptam de monasterio puellam suo coniugio copolavit, regalibusque munitis praeceptionibus, timere parentum distulit moenas”.
- 40) 誘拐婚に関連する多様な史料の性格については、S. Joye, *op. cit.*, pp. 57–111.
- 41) S. Esders, *Römische Rechtstradition...*, p. 199.
- 42) “... et ideo gloriae vestrae praeceptionem depono, ut filiam suam mihi tradat in matrimonio. Alioquin liceat mihi res eius possidere, donec, sedicem milibus solidorum acceptis, me ab hac causa removeam”.
- 43) “Cumque res eius huic consignarentur, et hic in Villavum accessit”.
- 44) DLH, IX, 27, pp. 445–446: “Tunc rex misericordissimus non solum ei vitam donavit, verum etiam praeceptionem tribui iussit, ut, in verbo suo posita, a nullo umquam parentum defuncti illius in aliquo molestiam pateretur”. この文書については、O. Kano, *L’acte mérovingien perdu de protection royale en faveur de la fille meurtrière du duc Amalo : un cas particulier?*, in *Rerum gestarum scriptor. Histoire et historiographie au Moyen Âge. Mélanges Michel Sot*, sous la direction de M. Coumert, M.-C. Isaïa, K. Krönert et S. Shimahara, Paris, 2012, pp. 413–420.
- 45) すでに S. Esders, *Römische Rechtstradition...*, p. 372, n. 58.
- 46) フランク人においては男性に比して女性の数が少なかったことを重視する研究者もいる。F. Siegmund, *op. cit.*
- 47) ローマ法とゲルマン法における女性の地位については、S. F. Wemple, *Women in Frankish Society. Marriage and the Cloister 500 to 900*, Philadelphia, 1981, pp. 44–50.
- 48) フリーデル婚については、多くの研究者がこの概念の構築性を強調している。A. Esmyol, *Geliebte oder Ehefrau? Konkubine im frühen Mittelalter*, Köln, 2002, pp. 6–36; R. M. Karras, *The history of marriage*

and the myth of Friedelehe, *Early Medieval Europe* 14-2 (2006), pp. 119-151 など。

- 49) S. Joye, *op. cit.*, p. 227は、兄弟が言及されていないことを理由として、彼女が親の財産の唯一の相続人であった可能性を指摘している。
- 50) たとえば、作者グレゴリウスの兄弟ペトルスの殺害後の出来事 (DLH, V, 5) や、ローマ系人名を持つアステリオルスとセクンディヌスの「フェーデ」(DLH, III, 33) を見よ。その他同様の事例については、R. W. Mathisen, *Roman Aristocrats in Barbarian Gaul. Strategies for Survival in an Age of Transition*, Austin, 1993, pp. 139-143. ただしマティスは、ガロ = ローマ人がゲルマン人の法慣行を取り入れたとする伝統的な見方を踏襲している。
- 51) P. J. Geary, Gabriel Monod, Fustel de Coulanges et les “aventures de Sichaire”. La naissance de l’histoire scientifique au XIX^e siècle, in *La vengeance, 400-1200*, sous la direction de D. Barthélemy, Fr. Bougard et R. Le Jan, Rome, 2006, pp. 87-99: p. 98. すでに、Fustel de Coulanges, De l’analyse des textes historiques, *Revue des questions historiques* 41 (1887), pp. 3-35: p. 31.
- 52) J. Harries, *Law and Crime in the Roman World*, Cambridge, 2007.
- 53) *Codex Theodosianus*, IX. 24. 1: 4. “... parentibus, quorum maxime vindicta intererat, si patientiam praebuerint ac dolorem conpresserint, deportatione plectendis”.
- 54) M. Bloch, Un pseudo-problème: Le “romanus” des lois franques, *Revue historique de droit français et étranger*, 4^e série, 26 (1946-1947), pp. 1-10: p. 5 の重要な指摘を参照。
- 55) Ph. L. Reynolds, *Marriage in the Western Church. The Christianization of Marriage during the Patristic and Early Medieval Church*, Leiden, 1994, pp. 101-108; S. Joye, *op. cit.*, pp. 293-329.
- 56) この種の文書については、J. Barbier, *Dotes, donations après rapt et donations mutuelles. Les transferts patrimoniaux entre époux dans le royaume franc d’après les formules (VI^e-XI^e siècle)*, in *Dots et douaires dans le haut moyen âge*, sous la direction de Fr. Bougard, L. Feller et R. Le Jan, Rome, 2002, pp. 353-388: pp. 371-375.
- 57) *Formulae Andecavenses*, in *Formulae Merovingici et Karolini aevi*, ed. Karl Zeumer, Hannover, 1886 (*MGH Legum sectio*, 5), no. 31: “... vindicionis, dotis, conposcionalis, contullicionis, pactis, conmutacionis, convenencias, securitatis, vacuaturias, iudicium et noticias”. Nos. 32, 33 も参照。これらの書式については、W. Bergmann, *Die Formulae Andecavenses, eine Formelsammlung auf der Grenze zwischen Antike und Mittelalter*, *Archiv für Diplomatik* 24 (1978), pp. 1-53; Id., *Verlorene Urkunden nach den Formulae Andecavenses*, *Francia* 9 (1981), pp. 3-56. 英訳として、A. Rio, *The Formularies of Angers and Marculf: Two Merovingian Legal Handbooks*, Liverpool, 2008.
- 58) *Die Urkunden der Merowinger*, No. 93: “... suprascripta fimena dedit in respunsis, quod carta conposcionalis habiat, qualiter ipsius villas ipse Ermelenus, localis suos, ei contullerat.”
- 59) *Formulae Turonenses*, no. 32, in *Formulae*: “Si, quando masculinus et femina pariter raptum consenserint, infra quinquennium litigetur: Notitia, sub quorum presentia, ubi veniens ille ante illum vel eos, qui subter tenentur inserti, ibique accusabat aliquo homine nomine illo, eo quod aliqua femina nomine illa iam anno expleto sine diffinitione parentum vel sine eius clamore aut vociferatione eam volentem rapuisset atque in coniugio sibi malo ordine contra legem et iustitiam sociasset. Qui iam dictus ille et prefata illa hoc denegare non potuerunt, sed in omnibus taliter fuerunt professi, quod ambo pariter consencientes sic ab eosdem actum vel perpetratum fuerat. Tunc ipsi viri, qui ibidem aderant, talem dederunt iudicium, ut secundum legem Romanam pro hac culpa ambo pariter vitae periculum incurrissent vel sententiam mortis ob hoc scelus exceperint. Sed intervenientibus bonis hominibus taliter eis convenit, ut iam dicti homines pro redemptione vitae eorum wadios suos iam dicto illo unusquis pro soledos tantos dare deberent; quod ita et fecerunt. Et hoc placitum institutum, quod evenit tunc tempore, hoc debeant desolvere; unde et fideiussorem pro ipsos soledos aliquem hominem illum obligaverunt. Propterea necesse fuit ipsius, ut hanc notitiam exinde accipere deberet;

quod ita et fecit; ut, si necessitas evenerit, omnibus sit manifestum, qualiter supradicti homines infra quinquennium ab hoc scelere convicti vel conprobatu apparuerunt”.

- 60) Formulae Turonenses, no. 16 Carta in puellam factam ab eo, qui ipsam invitam traxerit.: “Idcirco ego in Dei nomine ille dulcissima coniux mea illa. Dum et te sine voluntate parentum tuorum raptu scelere in meo sociavi coniugio, unde vitae periculum incurere debui, sed intervenientibus sacerdotes vel bonis hominibus vitam obtinui: ideo placuit mihi, ut per hanc epistolam conposcionalem, aut si convenit cessionem, aliquid de rebus meis tibi confirmare deberem; quod ita et feci...”; Formulae Marculfi II, 16. Si aliquis puella invita traxerit.: “Dulcissima coniuge mea illa ille. Dum et te per voluntatem parentum tuorum habui disponatam et absque tua vel parentum tuorum voluntate raptu scelere meo coniugio sociavi unde vitae periculum incurere debui, sed, intervenientes sacerdotes vel bonis hominibus, vitam obtinui, sic tamen, ut quod tibi in tanodo vel in dotis titulum ante die nupciarum, si te disponatam habuissem, conferre debueram, per hanc epistolam conposcionalem, aut, si convenit, cessionem, firmare deberim, quod ita et feci...”; no. II. 29 Carta de agnacione, si servus ingenuam trahit: “Igitur ego in Dei nomen ille ille femina. Illud non habetur incognitum, qualiter servus meus nomen ille te absque parentum vel tua voluntate raptu scelere in coniugium sociavit, et ob hoc vitae periculum incurere poterat, sed intervenientes et mediantes amicis vel bonis hominibus, convenit inter nos, ut, si aliqua procreacio filiorum horta fuerit inter vos, in integra ingenuitate permaneat”. (ここでは生まれる子供の自由身分の保障が定められている); Formulae Salicae Lindenbergianae, no. 16. Carta conposicionis.: “Dilectissima atque amatissima coniuge mea nomine illa, ego igitur ille [in Dei nomine] maritus tuus. Licet ergo, ut ego te raptu scelere absque voluntate parentum tuorum te mihi [in] coniugium visus sum sociasse, unde vite periculum incurere potui, nisi intervenissent sacerdotes vel reliquae plures illustres personae, qui nos ad pacis concordiam vel unanimitatem visi sunt revocasse: qua de rem convenit nobis, ut de rebus proprietatis meae tibi aliquid in donationis causae condonare deberem: quod ita et feci...”. Vitae periculum incurere という表現を、キルデベルト王勅令(註27参照)における vitae periculum ferior と比べよ。
- 61) Formulae Salicae Merkelianae, no. 19. Conposicionalem.
- 62) たとえば S. Joye, *op. cit.*, pp. 184–5, 212–3; H. Grahn-Hoek, Zu Mischehe, Namengebung und Personidentität im frühen Frankenreich, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung* 121 (2004), pp. 100–157: p. 121 は、これらの若者が、クラムとともに北からやってきたフランク人であることを当たり前のように考えている。
- 63) DLH, IV, 13: “... rex misit Imnacharium et Scaphtharius prius de latere suo, ...”. この2人は、クレルモン伯フィルミヌスと義母カエサリアを捕らえ、追放するために派遣された。なお、代わりに伯に据えられたエヴォディウスの息子サルスティウスは、クレルモンのローマ人貴族であった。
- 64) DLH, IV, 16: “Habebat autem tunc secum virum magnificum et in omni bonitate perspicuum civem Arvernum Ascovindum nomen, qui cum eum vi ab hac malitia quaerebat avertere, sed non poterat. Habebat enim et Leonem Pectavinsim ad omnia mala perpetranda gravem stimulum, qui nomini sui tamquam leo erat in omni cupiditate saevissimus...”
- 65) とくにトゥール地方に見られることについては、G. Kurth, Les nationalités en Touraine au VI^e siècle, in *Études franques*, t. 1, Paris/ Bruxelles, 1919, pp. 243–264. この問題についてはまた、H. Ebling/J. Jarnut/G. Kampers, Nomen et gens. Untersuchungen zu den Führungsschichten des Franken-, Langobarden- und Westgotenreiches im 6. und 7. Jahrhunderts, *Francia* 8 (1980), pp. 687–745. とくに pp. 689–701 参照。
- 66) Contra G. Kurth, Les nationalités en Auvergne, in *Études franques*, t. 1, pp. 227–242: p. 234. トウールのグレゴリウスにおける「市民」(civis) という言葉の用法の多様性については、J. Durliat, *Episcopus, civis et populus dans les Historiarum Libri de Grégoire*, in *Grégoire de Tours et l'espace gaulois*, textes réunis par N. Gauthier et H. Galinié, Tours, 1997 (Actes du Congrès international Tours, 3–5, novembre

- 1994), pp. 185–193: pp. 185–187. Cf. M. Weidemann, *Kulturgeschichte der Merowingerzeit nach den Werken Gregors von Tours*, Bd. 2, Bonn, 1982, pp. 307–319.
- 67) H. Grahn-Hoek, *Zu Mischehe...*
- 68) S. Dill, *Roman Society in Gaul in the Merovingian Age*, London, 1966, pp. 220–221.
- 69) *Pactus legis salicae*, c. 41, 5.
- 70) R. Latouche によるフランス語訳、Grégoire de Tours, *Histoire des Francs*, Paris, 1999, p. 193は、「身分の低い人々」(personnes de basse condition)と訳している。
- 71) たとえば、アンダルキウスは、「まるで公職者のごとく」(quasi honoratus habitus)振るまっているとして批判されているし、国庫領の奴隷からトゥール伯になったレウダスティスに対するグレゴリウスの敵意は有名である (V, 48)。さらに、王の侍従 (cubicularius) カレギセルスは、「卑賤の家から身を起こし、へつらいによって王のもとで有力者になった。彼は常に他人の財を狙い、他人の遺言を破った……」(IV, 51)。
- 72) S. Esders, *Römische Rechtstradition...* のインデクスでは、パッポレヌスは「ガロ = ローマ人」とされているが、p. 372では、王の「従士」(Gefolgsmann)とされている。S. Joye, *op. cit.*, p. 115では、「若きフランク人貴族」と形容されている。
- 73) H. Grahn-Hoek, *Zu Mischehe...*, p. 145は、Pappolenus を王妃フレデグンデのレフェンダリウスであった Bobolenus と同一人物であった可能性を指摘しているが、きわどい推論を重ねた結果であり、即座には受け入れられない。また、616年に作成されたル・マン司教ベルトラムヌスの遺言状に Papolenus が現れ、その息子がベルトラムヌスに colonica Villanova を売ったとされている。时期的に同一人物である可能性は排除されないが、ヴァイデマンは決断を保留している。M. Weidemann, *Das Testament des Bischofs Berthramn von Le Mans vom 27. März 616*, Mainz, 1986, p. 19. 佐藤彰一「メロヴィング朝期のル・マン地方社会と司教ベルトラムヌス」『中世初期フランス地域史の研究』岩波書店、2004年、71頁は、遺言状に現れるパポレヌスがル・マン地方出身の聖職者であった可能性を挙げている。
- 74) M. Weidemann, *Kulturgeschichte der Merowingerzeit...*, Bd. 1, p. 315.
- 75) *Libri IV de virtutibus s. Martini III. 15 (MGH SSRM, 1, 2, p. 186, 1–2, 12) = Deperdita no. 33 (550–560?)*. ただし、Gundulfus の名前はグレゴリウスの大叔父と同じであり、貴族家門に連なる可能性は排除できない。
- 76) *Vita Austregisili c. 4, 5 (MGH SSRM 4, p. 195, l. 7–11) = Deperdita no. 74 [589–591?]*. メロヴィング期のブルジュについては、D. Claude, *Topographie und Verfassung der Städte Bourges und Poitiers bis in das 11. Jahrhundert*, Lübeck/ Hamburg, 1960, pp. 64–93.
- 77) E. Loening, *Geschichte des deutschen Kirchenrechts*, Bd. 2, Strassburg, 1878, p. 605, n. 2. 比較できる事例としてルスティクラ伝 (632年死亡) も挙げられているが、王の関与はやや異なる (註97参照)。なおレーニングの記述には不正確な部分も多いので、注意を要する。
- 78) 王による結婚の許可を伝える聖女伝として他に、6世紀半ばを生きたとされる聖女コンソルティアの伝記があるが、おそらく8世紀以降に成立し、その内容も歴史的に信頼できないとされている。Vita Consortiae, in *Acta sanctorum quotquot toto orbe coluntur...*, ed. J. Bolland, Autwerpen, 1643–, 22 Juni. そこで語られるエピソードは、実はグレゴリウスの伝える諸事例と多くの共通点を含むが、いつの時代の証拠として用いるかを確定するのが難しいので、ここでの考察からは除外する。M. Heinzmann, *L'hagiographie mérovingienne: panorama des documents potentiels*, in *L'hagiographie mérovingienne à travers ses réécritures*, éd. M. Goulet, M. Heinzmann, et Ch. Veyrard Cosme, Ostfildern, 2010, pp. 27–82: p. 58; J. M. Pepino, *St. Eucherius of Lyon: Rhetorical Adaptation of Message to Intended Audience in Fifth Century Provence*, Ph.D., Catholic University of America, 2009, p. 37, n. 69.
- 79) この伝記については、H. J. Hammer, *Die merowingische Herkunft der Vita Sadalbergae*, *Deutsches*

Archiv für Erforschung des Mittelalters 59 (2003), pp. 459–493.

- 80) Vita Sadalbergae abbatissae Laudunensis, ed. B. Krusch, Hannover, 1910 (*MGH SSRM* 5), c. 10: “Metuens autem praefatus Gundoinus, ne ob filiam iram regis saevitiamque incurreret, eam a calle quo ire sponte decreverat, pedetentim retraxit. Iam enim opinio eius ad aures regias pervenerat. Morabatur denique hisdem temporibus in aula praedicti principis vir quidam strenuus, consiliis regiiis gratus inter suos fama celebrer, nomine Blandinus, qui cognomentum Baso acceperat, qui utpote et ipse ex Sicamborum prosapia ortus spectabili, praedictam Salabergam non eius sponte, quia iam dudum divinis praeceptis se implicare voverat, licet invitis parentibus, regio tamen iussu, et ob liberorum procreandorum causam in suum adscivit conjugium”
- 81) H. J. Hammer, *Politics and Power in Early Medieval Europe. Alsace and the Frankish Realm, 600–1000*, Cambridge, 2005, p. 37.
- 82) *Ibid.*, pp. 35–37.
- 83) Vita sanctae Geretrudis, ed. B. Krusch, Hannover, 1888 (*MGH SSRM* 2).
- 84) P. Fouracre and R. Gerberding, *Late Merovingian France. History and Hagiography 640–720*, Manchester/ New York, 1996, p. 303.
- 85) Vita sanctae Geretrudis, A, c. 1: “Dum Pippinus, genitor suus, regem Dagobertum domui sue ad nobilem prandium invitasset, adveniens ibidem unus pestifer homo, filius ducis Austrasiorum, qui a rege et a parentibus puellae postulasset, ut sibi ipsa puella in matrimonium fuisset promissa secundum morem saeculi propter terrenam ambitionem et mutuam amicitiam. Placuit regi, et patri puellae suasit, ut in sua praesentia illa cum matre sua fuisset evocata. Illis autem ignorantibus, propter quam causam rex vocaret infantem, interrogata inter epulas a rege, si illum puerum auro fabricatum, siricis indutum voluisset habere sponsum, at illa quasi furore repleta, respuit illum cum iuramento et dixit, nec illum nec alium terrenum nisi Christum dominum volebat habere sponsum, ita ut ipse rex et proceres eius valde mirarentur super his, quae a parva puella Dei iussione dicta erant. Ille vero puer recessit confusus, iracundia plenus. Sancta puella ad suam convertit genetricem, et ex illa die parentes eius cognoverunt, a quali Regi amata fuerat...”
- 86) I. Réal, *Vies de saints, vie de famille. Représentation et système de la parenté dans le royaume mérovingien (481–751) d’après les sources hagiographiques*, Turnhout, 2001, p. 187. これに対して、D. Harrison, *The Ages of Abbesses and Queens. Gender and Political Culture in Early Medieval Europe*, Lund, 1998, p. 303 は、むしろピピンはアウストラシア大公の息子との結婚を断るつもりであったとする。なおアウストラシア人の大公が誰であったかについては、議論がある。P. Fouracre and R. Gerberding, *op. cit.*, pp. 312–313, n. 60.
- 87) R. Le Jan, *Satellites et bandes armées dans le monde franc (VII^e–X^e siècles)*, in *Le combattant au Moyen Âge*, Paris, 1991, pp. 97–109: p. 101.
- 88) Vita sanctae Rictrudis auctore Hucbaldo monacho Elnonensis, *Acta Sanctorum*, Mai 3, Antwerpen, 1743, c. 8–9.
- 89) c. 8: “Per ipsum denique regem ejus tentat suadere animo, uti se suorum cuidam optimatum secundo copulet connubio...”
- 90) Ph. L. Reynolds, *op. cit.*, p. 411. フクバルドゥスの執筆方法については、J. M. H. Smith, *La réécriture chez Hucbald de Saint-Amand*, in *L’hagiographie mérovingienne...*, pp. 271–286: pp. 282–285 参照。
- 91) E. Pitz, *op. cit.*, p. 82. S. Esders, *Römische Rechtstradition...*, p. 372 もピッツの見解にしたがっているが、のちの論考では、国庫領の贈与と支配者による婚姻強制との間の関連は、常に明確に証明されるわけではないことを指摘している。S. Esders, *Fiskus und Familie. Über Politik und Ehezwang in anglonormannischen England*, *Saeculum* 59 (2008), pp. 47–79: p. 53, n. 17.
- 92) ピッツらの解釈は、西ゴート王国においてブッケラリウスの主人が、死亡したブッケラリウスの

- 娘を結婚させる権利を有していた事実が大いに影響されているように思われる。Cf. W. Kienast, *Gefolgswesen und Patrocinium im spanischen Westgotenreich*, *Historische Zeitschrift* 239 (1984), pp. 23–75: p. 51.
- 93) *Optimates* については、K. F. Werner, *Naissance de la noblesse: l'essor des élites politiques en Europe*, Paris, 1998, pp. 291–295 参照。
- 94) *Vita Sadalbergae*, c. 4: “... virum illustrissimum, opibus et divitiis opulentum fama que secundum seculi dignitatem praeclarum et aulicis rebus aptum, nomine Gundoinum...”
- 95) *Vita sanctae Rictrudis*, c. 5: “Ipse etiam a puero optimis institutus disciplinis, copiosus pollebat fundis et divitiis, atque in aula regis charus erat et honorabilis, dignus plane vir qui maritus existeret dignae Rictrudis...”
- 96) E. Santinelli, *op. cit.*, p. 134; Harrison, *op. cit.*, p. 303.
- 97) 裕福なローマ人家系に生まれたアルルの少女ルスティクラ（632年死亡）が、父と兄弟が亡くなり母と暮らしていたとき、ある男性との結婚を強制させられそうになったが、グントラム王の命令によって修道院入りが可能になった。*Vita Rusticulae sive Marciae abbatisae Arelatensis*, ed. B. Krusch, Hannover, 1902 (*MGH SSRM* 4)。さらにのち、7世紀後半からは、同じくプロヴァンスのパトリキウスたるヘクトルが、寡婦となり神に身を捧げた女性クラウディアの娘を、財産目当てで誘拐したことを仄めかす証拠が伝わっている。*Passio Praeiectionis episcopi et martyris Arvernensis*, ed. B. Krusch, Hannover, Hannover, 1910 (*MGH SSRM* 5), c. 23.
- 98) 筆者の調査からは、他に1件しか確認できなかった。626年頃クロタール2世が、ブルグンディア宮宰ワルナカリウスの死後、その息子ゴディヌスが継母ベルタと結婚したのを知って怒り、大公アルネベルトゥスに、ゴディヌスの姉妹と結婚するよう命じた事例が知られる。これはゴディヌスに対して軍隊を立ち上げ、彼を殺害する目的を持っていた。*Chronicarum quae dicuntur Fredegarii scholastici Libri IV*, ed. B. Krusch, in *MGH SSRM* 2, Hannover, 1888, IV, 54。クロタールが介入したのは、一方でゴディヌスの結婚が教会法が禁じる近親婚にあたるからであったが、他方で有力家門間の権力バランスを考えてのことであった。D. Harrison, *op. cit.*, pp. 220–221 参照。
- 99) B. Brennan, *Senators and social mobility in sixth-century Gaul*, *Journal of Medieval History* 11 (1985), pp. 145–161; A. E. Jones, *Social Mobility in Late Antique Gaul. Strategies and Opportunities for the Non-Elite*, Cambridge, 2009; B. Dumézil, *Servir l'état barbare dans la Gaule franque. IV^e–IX^e siècles*, Paris, 2013, pp. 184–192。ヴァンダル王国におけるローマ人の登用方法にも部分的に類似した傾向が見られることについては、J. Conant, *Staying Roman: conquest and identity in Africa and the Mediterranean, 439–700*, Cambridge, 2012, pp. 143–146.
- 100) Fr. Bougard, G. Bühner-Thierry et R. Le Jan, *Les élites du haut Moyen Âge: identités, stratégies, mobilité*, *Annales: Histoire, Sciences sociales* 68–4 (2013), pp. 1079–1112: p. 1111。すでに P. Fouracre, *Merovingians, mayors of the palace, and the notion of a 'low-born' Ebroin*, *Bulletin of the Institut of Historical Research* 57 (1984), pp. 1–14.
- 101) J.-P. Poly, *Agricola et eiusmodi similes. La noblesse romaine et la fin des temps mérovingiens*, in *Haut moyen âge: culture, éducation et société. Études offertes à Pierre Riché*, éd. Cl. Lepelley et al., Paris, 1990, pp. 197–228.
- 102) S. Joye, *op. cit.* は、8世紀半ば頃までは、身分や資産において劣る男性が裕福な女性を誘拐することが多かったのに対して、9世紀からは貴族層の内部でさらなる権威の獲得を目指して誘拐婚が行われるようになったことを明らかにしている。誘拐婚そのものの変容のクロノロジーと、王の介入の仕方の変化との時期的ずれを説明する必要がなお残されている。